

令和5年度
静岡市産業廃棄物処理対策実施計画

令和5年5月

静岡市

目 次

第1章 実施計画の策定の趣旨	1
第2章 産業廃棄物処理対策の推進	2
第1節 推進方針の施策体系	2
第2節 令和5年度 実施計画	3
1 基本方針1 4Rのさらなる推進	3
(1) 発生抑制の推進	3
(2) 減量化の推進	3
(3) 再使用の促進	4
(4) 資源の循環利用の促進	4
2 基本方針2 安全・安心な廃棄物処理の推進	4
(1) 排出事業者の適正処理責任の徹底	4
(2) 処理業者への適正処理の指導	6
(3) 不法投棄等の防止の強化	7
(4) 有害廃棄物対策の推進	8
3 基本方針3 廃棄物に対する意識の高揚・醸成	9
(1) 事業者への啓発強化	9
(2) 市民の理解と協力意識の醸成	10
(3) 情報の管理・公開の推進	10

第1章 実施計画の策定の趣旨

本市においては、平成17年3月に策定した「産業廃棄物処理対策基本計画」の基本理念である「循環型社会の実現に向けて」のもと、排出事業者、処理業者、市民及び本市の産業廃棄物行政推進のための基本的な事項を定め、産業廃棄物の適正処理、資源化・減量化を進めてきました。

また、蒲原町、由比町を編入したことによる産業構造の変化に対応するため、平成22年3月に改定を行い、産業廃棄物を取り巻く状況に応じた施策を推進してきましたが、状況の変化により一層柔軟に対応し、施策評価を行うことができるよう、従来の計画の枠組みを平成27年3月に「方針」と「実施計画」の2部構成に改めました。

「方針」は、特段の計画期間を定めず、基本的事項を示すものとし、「実施計画」は、各年度に実施する具体的な施策及び目標を設定し、施策評価を行うことにより、各施策を効果的かつ着実に実施することを目指すものです。

なお、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。）に市町村食品ロス削減推進計画の策定が規定されたことに伴い、令和3年度より食品ロス削減を進めるための新たな施策を追加し、本市の産業廃棄物の各種施策と合わせて推進していくこととします。

第2章 産業廃棄物処理対策の推進

第1節 推進方針の施策体系

【基本方針】

1 4Rのさらなる推進	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">(1)発生抑制の推進</td><td style="padding: 5px;">①排出事業者向けPRの実施 ②食品ロス削減推進法に基づく排出事業者向けPRの実施 ③多量排出事業者の処理計画作成義務等による発生抑制 ④発生抑制に係る情報提供</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(2)減量化の推進</td><td style="padding: 5px;">①自己処理の推進による減量 ②食品ロス削減推進法に基づく減量</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(3)再使用の促進</td><td style="padding: 5px;">①再使用可能品の使用促進</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(4)資源の循環利用の促進</td><td style="padding: 5px;">①循環利用の容易な製品の開発 ②循環利用に係る情報提供 ③建設資材の再資源化 ④公共事業における資源の循環利用</td></tr> </table>	(1)発生抑制の推進	①排出事業者向けPRの実施 ②食品ロス削減推進法に基づく排出事業者向けPRの実施 ③多量排出事業者の処理計画作成義務等による発生抑制 ④発生抑制に係る情報提供	(2)減量化の推進	①自己処理の推進による減量 ②食品ロス削減推進法に基づく減量	(3)再使用の促進	①再使用可能品の使用促進	(4)資源の循環利用の促進	①循環利用の容易な製品の開発 ②循環利用に係る情報提供 ③建設資材の再資源化 ④公共事業における資源の循環利用
(1)発生抑制の推進	①排出事業者向けPRの実施 ②食品ロス削減推進法に基づく排出事業者向けPRの実施 ③多量排出事業者の処理計画作成義務等による発生抑制 ④発生抑制に係る情報提供								
(2)減量化の推進	①自己処理の推進による減量 ②食品ロス削減推進法に基づく減量								
(3)再使用の促進	①再使用可能品の使用促進								
(4)資源の循環利用の促進	①循環利用の容易な製品の開発 ②循環利用に係る情報提供 ③建設資材の再資源化 ④公共事業における資源の循環利用								
2 安全・安心な廃棄物処理の推進	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">(1)排出事業者の適正処理責任の徹底</td><td style="padding: 5px;">①自己管理・評価システム等の導入・拡大 ②処理業者への適正な委託と確認 ③マニフェストシステムの適正な運用 ④多量排出事業者の処理計画作成義務等の周知徹底 ⑤関係法令の遵守と社内体制の整備</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(2)処理業者等への適正処理の指導</td><td style="padding: 5px;">①許可申請審査時の適正処理の指導 ②処理・処分施設及び有害使用済機器保管業者の監督 ③優良な処理業者の育成 ④条例の適切な運用 ⑤処理施設の適正な立地の指導</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(3)不法投棄等の防止の強化</td><td style="padding: 5px;">①不法投棄の監視・調査 ②市民及び関係機関との連携</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(4)有害廃棄物対策の推進</td><td style="padding: 5px;">①感染性廃棄物の適正処理の推進 ②PCB廃棄物の適正処理の推進 ③有害物質使用事業場への立入調査 ④最終処分場等施設周辺の環境水質の調査</td></tr> </table>	(1)排出事業者の適正処理責任の徹底	①自己管理・評価システム等の導入・拡大 ②処理業者への適正な委託と確認 ③マニフェストシステムの適正な運用 ④多量排出事業者の処理計画作成義務等の周知徹底 ⑤関係法令の遵守と社内体制の整備	(2)処理業者等への適正処理の指導	①許可申請審査時の適正処理の指導 ②処理・処分施設及び有害使用済機器保管業者の監督 ③優良な処理業者の育成 ④条例の適切な運用 ⑤処理施設の適正な立地の指導	(3)不法投棄等の防止の強化	①不法投棄の監視・調査 ②市民及び関係機関との連携	(4)有害廃棄物対策の推進	①感染性廃棄物の適正処理の推進 ②PCB廃棄物の適正処理の推進 ③有害物質使用事業場への立入調査 ④最終処分場等施設周辺の環境水質の調査
(1)排出事業者の適正処理責任の徹底	①自己管理・評価システム等の導入・拡大 ②処理業者への適正な委託と確認 ③マニフェストシステムの適正な運用 ④多量排出事業者の処理計画作成義務等の周知徹底 ⑤関係法令の遵守と社内体制の整備								
(2)処理業者等への適正処理の指導	①許可申請審査時の適正処理の指導 ②処理・処分施設及び有害使用済機器保管業者の監督 ③優良な処理業者の育成 ④条例の適切な運用 ⑤処理施設の適正な立地の指導								
(3)不法投棄等の防止の強化	①不法投棄の監視・調査 ②市民及び関係機関との連携								
(4)有害廃棄物対策の推進	①感染性廃棄物の適正処理の推進 ②PCB廃棄物の適正処理の推進 ③有害物質使用事業場への立入調査 ④最終処分場等施設周辺の環境水質の調査								
3 廃棄物に対する意識の高揚・醸成	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">(1)事業者への啓発強化</td><td style="padding: 5px;">①関係団体と連携した取組</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(2)市民の理解と協力意識の醸成</td><td style="padding: 5px;">①住民と事業者のコミュニケーションの促進</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(3)情報の管理・公開の推進</td><td style="padding: 5px;">①積極的な情報提供と情報公開の推進 ②関係主体による情報共有 ③電子申請、届出の推進</td></tr> </table>	(1)事業者への啓発強化	①関係団体と連携した取組	(2)市民の理解と協力意識の醸成	①住民と事業者のコミュニケーションの促進	(3)情報の管理・公開の推進	①積極的な情報提供と情報公開の推進 ②関係主体による情報共有 ③電子申請、届出の推進		
(1)事業者への啓発強化	①関係団体と連携した取組								
(2)市民の理解と協力意識の醸成	①住民と事業者のコミュニケーションの促進								
(3)情報の管理・公開の推進	①積極的な情報提供と情報公開の推進 ②関係主体による情報共有 ③電子申請、届出の推進								

第2節 令和5年度 実施計画

1 基本方針1 4Rのさらなる推進

(1) 発生抑制の推進

① 排出事業者向けPRの実施

排出事業者に対して、生産工程、作業工程を改善し、産業廃棄物の発生を極力抑制するよう、立入調査時に啓発します。

② 食品ロス削減推進法に基づく排出事業者向けPRの実施

動植物性残渣を排出する食品製造業等の事業者に対して、生産工程、作業工程を改善し、動植物性残渣の発生を極力抑制するよう、立入調査時に啓発します。

③ 多量排出事業者の処理計画作成義務等による発生抑制

多量排出事業者は、産業廃棄物処理計画書を作成し、その計画の実施状況を報告しなければなりません。計画作成に当たり、排出事業者自ら産業廃棄物の発生抑制に努めるよう指導します。

④ 発生抑制に係る情報提供

産業廃棄物の発生抑制に関する情報を収集するとともに、排出事業者に対して積極的に情報提供を行います。

活動内容	令和5年度目標	令和4年度目標(実績)	評価
多量排出事業者への立入件数	20件	20件(20件) ※一部、書面により実施	A
上記のうち動植物性残渣を排出する多量排出事業者への立入件数	1件	1件(1件)	A

※目標と実績等を総合的に判断し、以下の基準(目安)により評価

評価基準(S:105%以上、A:90%以上105%未満、B:70%以上90%未満、C:70%未満、-:未実施)

(2) 減量化の推進

① 自己処理の推進による減量

排出事業者において、産業廃棄物の種類に応じて適正な減量化を自ら行うよう啓発を行います。

② 食品ロス削減推進法に基づく減量

食品製造業等の排出事業者において、動植物性残渣の適正な減量化を自ら行うよう啓発を行います。

活動内容	令和5年度目標	令和4年度目標(実績)	評価
多量排出事業者への立入件数	20件	20件(20件) ※一部、書面により実施	A
上記のうち動植物性残渣を排出する多量排出事業者への立入件数	1件	1件(1件)	A

(3) 再使用の促進

① 再使用可能品の使用促進

事業者に対して、再使用可能な製品を使用するよう、立入調査時に啓発します。

活動内容	令和5年度目標	令和4年度目標（実績）	評価
多量排出事業者への立入件数	20件	20件（20件） ※一部、書面により実施	A

(4) 資源の循環利用の促進

① 循環利用の容易な製品の開発

事業者に対して、製品が産業廃棄物となったときに容易に減量化、循環利用のできる製品の開発に努めるよう啓発を行います。

② 循環利用に係る情報提供

産業廃棄物の循環利用に関する情報を収集するとともに、事業者に対して積極的に情報提供を行います。

活動内容	令和5年度目標	令和4年度目標（実績）	評価
多量排出事業者への立入件数	20件	20件（20件） ※一部、書面により実施	A

③ 建設資材の再資源化

建設工事の受注者に対して、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）を遵守し、分別解体及び再資源化を実施するよう、立入調査時に指導を行います。

活動内容	令和5年度目標	令和4年度目標（実績）	評価
解体現場等への立入件数	100件	100件（119件）	S

④ 公共事業における資源の循環利用

公共事業から発生する産業廃棄物について、循環利用が図られるよう、関係部局に対して啓発を行います。

2 基本方針2 安全・安心な廃棄物処理の推進

(1) 排出事業者の適正処理責任の徹底

① 自己管理・評価システム等の導入・拡大

ISO、エコアクション21の認証取得などの環境管理システムや自己評価システム等、継続的に産業廃棄物処理を改善・向上させる自己管理システムの導入を図るよう、事業者に対して、立入調査時に啓発を行います。

② 处理業者への適正な委託と確認

産業廃棄物の処理を委託する場合、委託基準を遵守するよう、事業者に対して、立入調査時に指導を行います。

また、平成21年3月に制定した静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、産業廃棄物の処理を委託するときは、処理業者の施設実地確認を実施するよう、事業者に対して、立入調査時に指導、啓発を行います。

合わせて食品製造業等の排出事業者に対しては、動植物性残渣を適正にリサイクル処理できる中間処理業者を委託先として選定するよう、立入調査時に情報提供、啓発を行います。

③ マニフェストシステムの適正な運用

産業廃棄物管理票（マニフェスト）による産業廃棄物の処理の確認を行うことにより、適正処理が確保されます。マニフェストの適正な運用を励行するよう、事業者に対して、立入調査時に指導を行います。

★多量排出事業者への指導・立入業務

提出された多量排出事業者からの処理計画をもとに立入検査を実施し、処理計画の実施状況に関する把握に努めるとともに、マニフェストや産業廃棄物に係る契約書の内容確認を行い、多量排出事業者としての適正処理の状況を確認し指導、助言を行います。

★病院等への指導・立入業務

特別管理産業廃棄物である感染性廃棄物を扱い、排出する病院等への指導・立入検査を実施し、感染性廃棄物の適正処理に関する把握に努めるとともに、マニフェストや産業廃棄物に係る契約書の内容確認、特別管理産業廃棄物が搬出されるまでの運搬過程の確認等の指導、助言を行います。なお、近年流行している新型感染症の感染状況によっては、立入検査を行わない場合があります。

活動内容	令和5年度目標	令和4年度目標（実績）	評価
多量排出事業者の立入件数	20件	20件（20件） ※一部、書面により実施	A
病院等への立入件数	27件	27件（20件） ※コロナの影響により一部実施不可	A

④ 多量排出事業者の処理計画作成義務等の周知徹底

多量排出事業者に対して、産業廃棄物処理計画の作成及び実施状況の報告義務があることを通知するとともに、市ホームページにより周知徹底します。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の規定に

に基づき、提出された処理計画書及び実施状況報告書をホームページにより公表します。

活動内容	令和5年度目標	令和4年度目標（実績）	評価
産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告書のHP縦覧	随時・通年	随時・通年 (109件公表)	A

⑤ 関係法令の遵守と社内体制の整備

産業廃棄物を適正に処理するには、排出事業者及び処理業者それぞれが廃棄物処理法をはじめとする関係法令を熟知し、かつ遵守しなければならないため、法令等の遵守の徹底を指導します。

また、廃棄物管理や環境管理のための組織の設置、社員に対する環境教育・研修の実施をすることを、事業者に対して、指導、啓発を行います。

(2) 処理業者への適正処理の指導

① 許可申請審査時の適正処理の指導

収集運搬業者及び処分業者において、適正な処理が行われるよう、許可申請時に指導するとともに、審査を厳正に行います。

活動内容	令和5年度目標	令和4年度目標（実績）	評価
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業申請受付・審査	随時・通年	随時・通年(14件)	A
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分業申請受付・審査	随時・通年	随時・通年(15件)	A

② 処理・処分施設の監督

処分業者の施設が適切に維持管理されるよう、運用状況について、立入調査を実施し、指導、監督を行います。

また、収集運搬業者の積替え保管施設及び有害使用済機器保管業者の事業場についても、同様に立入調査を実施し、指導、監督を行います。

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）に係る解体業・破碎業の処理施設についても、同様に立入調査を実施し、指導、監督を行います。

活動内容	令和5年度目標	令和4年度目標（実績）	評価
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分業者立入件数	46件	30件(30件)	A

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業(積替保管有)立入件数	15件	23件(23件)	A
産業廃棄物処理施設への立入件数	11件	11件(11件)	A
産業廃棄物処理施設定期検査の実施数	2件	3件(3件)	A
有害使用済機器保管業者立入件数	随時・通年	随時・通年(8件)	A
自動車リサイクル法の解体業・破碎業者への立入件数	11件	13件(13件)	A

③ 優良な処理業者の育成

排出事業者が優良な処理業者を選択しやすい環境を整備することで、処理業者の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理を確保する必要があります。そのため、処理業者が優良認定を受けることを促進します。

活動内容	令和5年度目標	令和4年度目標(実績)	評価
優良産廃処理業者認定の実施	随時・通年	随時・通年(2件)	A

④ 条例の適切な運用

条例では、産業廃棄物の適正な処理を促進し、生活環境の保全を確保することを目的として、県外産業廃棄物市内搬入協議、処理状況の報告、処理施設設置に関する事前手続等を定めています。これらの定められた手続等を、確実に実施します。

活動内容	令和5年度目標	令和4年度目標(実績)	評価
県外産業廃棄物事前協議の実施	随時・通年	随時・通年(86件)	A

⑤ 処理施設の適正な立地の指導

処理施設の整備に当たって、法令等の基準に従うことはもとより、周辺の生活環境に十分に留意した適正な立地が行われるよう、条例に基づく事前手続時に指導を行います。

活動内容	令和5年度目標	令和4年度目標(実績)	評価
事前手続の実施	随時・通年	随時・通年(4件)	A

(3) 不法投棄等の防止の強化

① 不法投棄の監視・調査

不法投棄が行われないよう、パトロールによる監視を行うとともに、早期発見に努めます。

また、不法投棄を発見した場合は、行為者の調査を行うとともに、再発防止の対策を実施するよう土地の管理者等に対して、指導を行います。

活動内容	令和5年度目標	令和4年度目標（実績）	評価
廃棄物監視機動班によるパトロール出動日数	90日	90日（90日）	A
不法投棄廃棄物の調査・回収	不法投棄件数 295件以内	不法投棄件数 360件以内 (266件)	S

② 市民及び関係機関との連携

不法投棄等の防止対策として、市職員だけでは、広範囲な市域をカバーすることができないため、市民及び関係機関と連携して行います。

活動内容	令和5年度目標	令和4年度目標（実績）	評価
山間地等廃棄物不法投棄監視員制度 監視員委嘱者数	130人	135人（133人）	A
スカイパトロールの実施	2回	2回（2回）	A
不法投棄監視ウォークの実施	6月に実施	6月に実施	A
（公社）静岡県産業廃棄物協会との合同回収の実施	1回	1回（1回）	A
路上一斉調査の実施	1回	1回（0回） ※コロナの影響により中止	—
警察機関との情報交換の実施	隨時・通年	隨時・通年	A

（4）有害廃棄物対策の推進

① 感染性廃棄物の適正処理の推進

感染性廃棄物については、不適正処理が行われた場合には、特に病原体による健康への影響が懸念されます。病院への立入調査を実施し、管理体制の充実、処理状況の把握、分別・保管などの施設内管理の徹底等、感染性廃棄物の適正処理について指導します。

活動内容	令和5年度目標	令和4年度目標（実績）	評価
病院等への立入件数	27件	27件（20件） ※コロナの影響により一部実施不可	A

② P C B 廃棄物の適正処理の推進

P C B (ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物を保管している事業者は、保管状況等を届け出るとともに、処分されるまでの間、廃棄物処理法の基準に従い保管することになります。P C B 廃棄物を保管している事業者への立入調査を実施し、適正な管理・保管について指導します。

活動内容	令和5年度目標	令和4年度目標（実績）	評価
P C B 保管状況届出書の受付・管理・集計	随時	届出書の受付件数 随時（221件）	A
保管事業者等への立入検査等（トランスクンデンサ、蛍光灯安定器）	300件	300件（645件）	S

③ 有害物質使用事業場への立入調査

有害物質を使用する事業場から排出される廃棄物について、その適正処理が行われなかつた場合、人の健康や生活環境に重大な影響が生じます。このため、有害物質を使用する事業場への立入調査を実施し、適正処理について指導します。

活動内容	令和5年度目標	令和4年度目標（実績）	評価
特別管理産業廃棄物多量排出事業者の立入件数	随時・通年	随時・通年（5件）	A
病院等への立入件数	27件	27件（20件） ※コロナの影響により一部実施不可	A

④ 最終処分場等施設周辺の環境水質の調査

産業廃棄物の最終処分場など周辺環境への影響が懸念される施設の雨水を含む排出水等が流入する河川等において、水質検査を年1回実施します。

また、燃え殻等が混入する建設残土が放置される土地の周辺住民が地下水を飲用に供することから、ダイオキシン類のモニタリング調査及び水道水の水質検査項目について、地下水の水質検査を年2回実施します。

活動内容	令和5年度目標	令和4年度目標（実績）	評価
河川等の水質調査	2地区	2地区（2地区）	A
地下水の水質調査	1地区	1地区（1地区）	A

3 基本方針3 廃棄物に対する意識の高揚・醸成

(1) 事業者への啓発強化

① 関係団体と連携した取組

公益社団法人静岡県産業廃棄物協会等の関係団体と連携して研修会を実施し、

事業者への情報提供や啓発を図ります。

活動内容	令和5年度目標	令和4年度目標（実績）	評価
産廃施設親子見学事業 (ぼくらは産廃探偵団)への参画	2回	2回（2回）	A
静岡県産業廃棄物協会講演会 への参画	1回	1回（0回） ※コロナの影響により中止	—

（2）市民の理解と協力意識の醸成

① 住民と事業者のコミュニケーションの促進

住民と事業者は共に地域社会の一員として、互いの理解を得られるよう、コミュニケーションを活発にする必要があります。住民と事業者がコミュニケーションを積極的に実施するよう産業廃棄物処理施設を設置する際には、事業者に説明会の開催実施を働きかけます。

活動内容	令和5年度目標	令和4年度目標（実績）	評価
産業廃棄物処理施設設置等に 係る住民説明会開催計画書、 開催報告書の受付	随時・通年	随時・通年（4件）	A

（3）情報の管理・公開の推進

① 積極的な情報提供と情報公開の推進

排出事業者、処理業者、市民及び行政がそれぞれの役割を担う必要があるため、市が取得した情報を積極的に公表するよう努めます。

活動内容	令和5年度目標	令和4年度目標（実績）	評価
提出された産業廃棄物収集運 搬・処分業実績報告書の縦覧	縦覧の実施 (令和4年度分)	縦覧の実施 (令和3年度分)	A

② 関係主体による情報共有

産業廃棄物に係る事務を行う都道府県及び政令市の間で、必要な情報を交換し、共有するよう努めます。

活動内容	令和5年度目標	令和4年度目標（実績）	評価
県・政令市会議への参加	1回	1回（1回）	A
四県八市会議への参加	1回	1回（1回） ※Web会議による開催	A

東海・北陸ブロック会議への参加	1回	1回（1回） ※書面による開催	A
大都市清掃事業協議会産業廃棄物担当課長会議への参加	1回	1回（1回） ※書面による開催	A

③ 電子申請、届出の推進

産業廃棄物に係る様々な申請や届出が提出されていますが、行政手続の効率化、迅速化を図るため、電子申請の利用を推進します。

活動内容	令和5年度目標	令和4年度目標（実績）	評価
ホームページによる周知	隨時・通年	隨時・通年	A

令和5年度静岡市産業廃棄物処理対策実施計画

静岡市役所 環境局 廃棄物対策課

〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号

電話 054-221-1363

FAX 054-221-1564